

熊本県天草広域本部土木部長表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県天草広域本部土木部長表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の目的)

第2条 熊本県天草広域本部土木部長表彰（以下「表彰」という。）は、天草広域本部土木部が所管する取組等に貢献した企業等を労い、積極的に評価し表彰することで、今後の更なる活躍を期待するとともに、ひいては地域の発展及び地域住民の生活の向上を図ることを目的とする。

(被表彰者)

第3条 被表彰者は、天草広域本部土木部が所管する取組等に貢献し、その功績が顕著で他の模範となる企業等を対象とする。

(審査会の設置)

第4条 天草広域本部土木部長は被表彰者を決定するため、「熊本県天草広域本部土木部長表彰審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、土木部長、副部長、各課長（技術管理課・工務第一課・工務第二課・維持管理課）により構成し、会長は土木部長が務めるものとする。

(表彰の決定)

第5条 前条の規定に基づき設置する審査会の審査を経て、被表彰者を決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、天草広域本部土木部長が表彰状を授与して行う。

(事務局)

第7条 本要領に係る事務を処理するため、天草広域本部土木部技術管理課に事務局を置く。

(その他)

第8条 その他この要領に関し必要な事項は、天草広域本部土木部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）3月6日から施行する。